

## キャリア交流プラザ事業 民間競争入札（再度公告入札）実施要項（案）

### 1 キャリア交流プラザ事業の内容及びその実施に当たり確保されるべきキャリア交流プラザ事業の質

#### (1) キャリア交流プラザ事業の概要等

キャリア交流プラザ事業（以下「プラザ事業」という。）は、中高年ホワイトカラー求職者等を登録制により対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図ることを目的とするものであり、平成22年度からは、全国9カ所（宮城、埼玉、千葉、新潟、長野、愛知、広島、福岡、熊本）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条並びに第15条において準用する法第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項により、公共サービス実施民間事業者（以下「民間事業者」という。）に委託して実施することとする。

プラザ事業について、平成22年3月11日付けで入札公告を行い、入札手続を行ってきたところであるが、当該入札によって落札者となるべき者が決定しなかった箇所においては、本実施要項により再度公告入札を行う。

委託を受けることとなった一の民間事業者は、国がキャリア交流プラザのために整備する施設及び物品（什器等）を使用して、一のキャリア交流プラザの運営を一括して受託するとともに、運営期間中に支援した対象者の就業状況の確認業務及び利用者の満足度等の調査を受託する。

#### (2) 事業内容等

##### ① 支援対象者

キャリア交流プラザの運営による支援対象者については、各公共職業安定所（以下「安定所」という。）において選定、推薦を行い、これを踏まえてキャリア交流プラザを管轄する安定所（以下「管轄所」という。）がその数等を調整する。

なお、民間事業者は、支援対象者の円滑な確保等を図る観点から、下記の各支援対象者の要件を明確にした上で、事業内容の周知を行うことにより、当該事業への参加を勧奨し、参加を希望する者について、安定所へ申し出るよう働きかけることが可能である。

支援対象者の要件は、以下による。

イ プラザ事業への積極的な参加を希望していること

- ロ 熱心に求職活動を行っているが再就職が決まっていないこと
- ハ 安定的な就職を希望していること
- ニ 安定所に求職申込みを行い、概ね2か月以上を経過していること
- ホ 次のいずれかに該当すること
  - (イ) ホワイトカラー職種への再就職を希望しており、各期の開始日において概ね45歳以上60歳未満であること
  - (ロ) 技術職への再就職を希望しており、各期の開始日において概ね30歳以上45歳未満であること
  - (ハ) 直近の離職から1年以上経過しており、各期の開始日において概ね45歳以上60歳未満であること
  - (ニ) 上記(イ)から(ハ)に掲げる者に準ずる者であって、プラザ事業による支援の対象とすることが適当であると公共職業安定所長が認めたものであること

② 支援規模及び支援期間

キャリア交流プラザにおける支援は、一定の定員の下、期間を区切って実施するものとし、1期あたりの支援対象者数、年間の期数及び支援期間は次のとおりである。

[1期あたりの支援対象者数]

宮城 愛知 広島 福岡	30人
埼玉 千葉 新潟 長野 熊本	20人

[年間の期数]

- 平成22年度（平成22年9月～23年3月支援開始） 8期
- 平成23年度（平成23年4月～24年3月支援開始） 13期
- 平成24年度（平成24年4月～12月1日支援開始） 10期

[支援期間]

1期あたり4か月とする。

これに加え、支援開始後7か月時点までの間における就業状況の確認業務及び利用者の満足度等の調査を行う。

③ 年間の実施スケジュール

キャリア交流プラザへの支援対象者の送り出しの予定は、別途都道府県労働局（以下「労働局」という。）と民間事業者との間で協議の上決定する。

なお、プラザ事業開始後は、求職者の状況、雇用失業情勢等に応じて、労働局と民間事業者との間で協議の上、期ごとの人数について振り替える場合がありうる。

#### ④ 支援内容

支援の内容は次のとおりとする。

イ セミナー・ガイダンス

ロ 経験交流（登録者相互の情報交換、相互の心理的なサポート）

ハ キャリアコンサルティング

ニ 職業紹介その他の就職支援

イからハまでの業務は、事業の中核を構成するものであり、その実施は必須である。

なお、民間事業者は、下記⑨のニに掲げる条件を満たせば、上記ニの「職業紹介」を実施できるものである。

#### ⑤ 民間事業者に対する安定所の求人情報の提供

安定所は、プラザ事業の民間事業者に対し、毎週、ハローワークインターネットサービスにおいてすべての閲覧者が閲覧可能としている求人情報を、電子媒体により提供する。また、安定所の求職者を対象にハローワークインターネットサービス上で公開している求人インターネットで閲覧することができるようにする。

民間事業者は、支援対象者の就職促進を目的として、提供された求人情報を支援対象者に提供し、又は支援対象者との相談、下記⑥による職業紹介に利用することができる。

#### ⑥ 職業紹介を行う場合の求人の取扱（下記⑨ニ(ホ)参照）

民間事業者が、キャリア交流プラザ内において、安定所から提供された求人情報又は民間事業者が他の民間職業紹介事業所において受理した求人を利用して支援対象者に職業紹介を行おうとする場合は、求人事業所の了解を得た上で行うものとする。

なお、安定所から提供された求人情報を利用して職業紹介を行ったときは、求人情報のメンテナンスのため、その充足結果を求人を受理した安定所に連絡しなければならない。

#### ⑦ 支援提供の日時

支援提供の日及び時間帯は、施設の管理者等との関係で許容される範囲内で、柔軟に設定できるものとする。

#### ⑧ 支援対象者の就業状況等の確認業務

支援対象者の支援開始後7か月時点までの間における就業の状況及びプラザ事業に関する満足度を確認するため、郵送による調査を行う。

当該調査は、民間事業者が行うこととし、必要な回答の督促、記載漏れの

補充等について求め、各期の支援開始から満8か月となる日までに完了するものとする。

なお、民間事業者は当該調査を円滑に実施するために、労働局と調整の上、当該労働局又は安定所名の協力依頼文を同封することができる。

調査票は別途定めるものとする。

⑨ 事業実施に当たっての留意点

イ 支援対象者は、自らの意思により、国が行う職業紹介やプラザ事業以外の民間の事業（民間事業者がキャリア交流プラザ以外の事業所で行うものを含む。）を利用することを妨げられないこと。

ロ プラザ事業の内容には、キャリア交流プラザ以外の事業所で行われている事業を利用させることを含めてはならないこと。

ハ 就職促進の一環として、支援対象者との相談の過程で、民間の事業について情報提供することは差し支えないが、他の事業者が運営するものと自らが運営するものとを公平に取り扱うよう努めること。

また、支援対象者に民間の事業に関する情報を提供するに当たっては、

(イ) プラザ事業のメニューとは関係がないものであること

(ロ) 有料のサービスが含まれていること

(ハ) 利用の判断はあくまでも支援対象者自らの責任と判断で行うものであること

を明確に示すものとする。

ニ 民間事業者は、以下のすべての条件を満たす場合に、キャリア交流プラザ内に民間職業紹介事業所を設置し、職業紹介を実施することができる。

(イ) 下記4(2)①の企画書の内容において職業紹介を実施することが明らかにされていること。

(ロ) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可を得たものであって、キャリア交流プラザ内に事業所を設置することについて職業安定法第32条の7第1項に基づき必要な届出等の手続きがなされるものであること。

(ハ) 職業安定法第32条の3第1項第2号に基づき、国からの委託費を盛り込んだ手数料表の届出がなされるものであること。

(ニ) 職業紹介の業務の範囲は、プラザ事業の支援対象者又は支援対象者であった者を対象とするものであり、その旨について職業安定法第32条の12第1項に基づく届出がなされるものであること。

(ホ) 職業紹介の対象とする求人及び求職は、キャリア交流プラザの民間職

業紹介事業所において受理すること。

(ハ) 職業紹介に当たり国以外からの料金等を徴収しないものであること。

⑩ 国との連絡、調整

民間事業者と管轄所は、それぞれ担当者を定め、円滑な業務の実施に必要な調整を図る。

(3) 確保されるべきプラザ事業の質

① プラザ事業の実績を踏まえ、確保されるべきプラザ事業の質は、支援対象者の就職率（就職者数を支援対象者数（支援の開始に至った者に限り、支援の開始後に公共職業訓練（離職者訓練）又は緊急人材育成・就職支援基金事業による職業訓練を受講することとなった者を除く。）で除したものをいう。）が55%以上とする。

② 事業の質の評価の対象となる就職は、雇用保険被保険者資格（一般被保険者に限る。以下同じ。）を取得したもの（支援の開始から満8か月となる日の属する月の末日までに取得したもの。）及び自営を開始したものとする。

なお、民間事業者が自ら雇用した場合を除く。

③ 支援対象者の単年度における就職率が、55%以上である場合は、民間事業者に対し、当該割合を超える分の就職者数1人につき3万円の就職促進費に100分の105を乗じた額を支払うものとする。

(4) プラザ事業の質の向上のための連携

支援対象者の就職率が、55%を著しく下回る場合には、事業の実施期間中において、民間事業者と労働局、管轄所において協議し、問題点の分析、改善策の検討・実施に取り組むものとする。

## 2 実施期間

プラザ事業の実施期間は、平成22年9月1日から平成25年3月末日までとし、就業状況の確認業務及び利用者の満足度等の調査については、平成25年7月末日までとする。

## 3 入札参加資格

(1) 法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条に規定する次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

- ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ② 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ③ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去3年以上有する者であること。
- (5) キャリア交流プラザ内において職業紹介を行う場合は、職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた者であること。
- (6) 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号又は第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。
- (7) 職業安定法若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険（平成20年9月30日以前にあっては、政府管掌健康保険）又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 本事業その他の就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成19年4月22日以前にあっては、改正前の雇用保険法第62条から64条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正を行った者、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けた者等であり、それぞれの処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として著しく不適當であると、厚生労働省に設置する評価委員会（以下「評

価委員会」という。)において判断される者でないこと。

(10) 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。)(以下単に「関係会社」という。))が(6)から(9)までに該当しない等であるために本事業を実施する者として不適当であると、評価委員会において判断される者でないこと。

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく一般事業主に係る障害者雇用率(1.8%)以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、常用労働者数が300人以下であって、雇用率未達成の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいると、評価委員会において判断される者であること。

なお、常用労働者数が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。

(12) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること(特例措置によるものを含む)。

#### 4 入札に参加する者の募集

(1) 入札に係るスケジュール

① 入札公告 平成22年6月上旬

入札公告後、入札に参加しようとする者等からの実施要項等に係る疑義については、書面で受け付けることとし、回答については、軽微なものを除き公表する。

② 入札説明会 平成22年6月中旬

委託事業を実施する労働局において、入札説明会を開催するとともに、施設の見学を希望する者に対する現場説明会を開催する。

③ 入札書提出期限 平成22年6月下旬

下記(2)①の提出書類(部数は別途定める。)を、委託事業を実施する労働局に持参又は郵送により提出する。

④ 開札 平成22年7月下旬

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ロ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

ニ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 契約の締結

落札者の決定後速やかに、委託事業を実施する労働局と当該落札者との間で別途定める契約書案に基づく契約を締結するとともに、平成22年9月1日の事業開始に向けた業務の引き継ぎ等に係る調整を開始する。

(2) 入札実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務運営の具体的な方法、その質の確保の方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、各単年度において支援対象者の何%を就職させることを目標としたかを明記の上、企画提案の内容として明らかにされる業務の質等に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

イ 各支援の内容

支援対象者の自己及び労働市場に対する理解の促進並びに就職に対する意識やノウハウの向上を図るため、下記に示す各支援形態ごとに、各々のねらいや支援内容等を記載するものとする。なお、(ニ)を除き、すべての支援を企画提案に盛り込むことを必須とする。

(イ) セミナー・ガイダンス（集団に対して、講師を配置して実施する支援形態）

- a 当該支援形態実施のねらい及び具体的サービス内容
- b 対象者及び実施規模
- c 実施体制（担当する講師の経歴、資格・経験等を含む。）
- d 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）

(ロ) 経験交流（支援対象者同士で意見交換・情報交換等を行い、相互の交流を深めることによって実施する支援形態）

- a 当該支援形態実施のねらい及び具体的サービス内容



- b グループ数、グループ分けの基準、対象者及びグループの規模
  - c 実施体制（指導・助言者の経歴、資格・経験等を含む。）
  - d 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）
- (ハ) キャリアコンサルティング（支援対象者個別に実施する支援形態）
- a 当該支援形態実施のねらい及び具体的サービス内容
  - b 対象者
  - c 実施体制（従事者の経歴、資格・経験等を含む。）
  - d 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）
- (ニ) 職業紹介その他の支援等（その他、民間事業者が企画した就職支援、就職者の賃金水準の変化、満足度、職場への定着状況等（以下「雇用の質」という。）を改善するための取組み等）
- a 当該支援実施のねらい及び具体的サービス内容
  - b 対象者及び実施規模
  - c 実施体制（職業紹介その他の支援の従事者の経歴、資格・経験等、民間事業者としての職業紹介に関する実績を含む。）
  - d 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）
- ロ 支援全体の構成
- (イ) 支援の組合せ
- 支援対象者の就職促進を図るため、どのような対象者に対してどのような効果を期待してどのように支援を組み合わせるのか。
- (ロ) スケジュール
- 各々の支援の提供時期の相互関係及び各々の支援に対する時間の配分をどのように設定するのか。
- (ハ) 実施体制
- a 組織体制
 

事業全体を管理する者及びその他の事業従事者（上記イで記述したものを除く。）の経歴、資格・経験等、事業従事者に対する指揮監督のあり方、事業従事者の配置、他の事業と兼任する者がいる場合はそれぞれの業務に従事する時間配分等具体的な兼務内容等
  - b 運営管理
 

法令の遵守（均等待遇、労働条件の明示、求職者の個人情報の取扱い、秘密の保持等）、進行管理（自己評価及びその結果に基づく改善、苦情処理、支援の利用を辞退し、又は中断しようとする対象者に対する支援の勧奨等）等

c 実績

委託事業を適切に実施するに十分な民間事業者における実績（就職支援に関する実績、主要取引先等）

d 再委託

一の民間事業者が委託事業の一部を他の事業者に再委託する場合には、当該一の民間事業者と当該再委託先との間で委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法

③ 企画書の添付資料の内容

企画書の添付資料は、次のとおりとする。

この場合において、一の民間事業者が委託事業の一部を他の事業者に再委託するときは、ロの民間事業者に関する資料については、当該一の事業者に関する資料のほか、当該他の事業者に関する資料（当該他の事業者が職業紹介を実施しない場合にあつては、有料職業紹介事業の許可に関する資料を除く。）も添付するものとする。

イ 企画書の内容の要約に関する資料

別に定める様式により、企画書の要約版を作成すること。

ロ 民間事業者に関する資料

(イ) 民間事業者の概要に関する資料（3(4)に規定する資格要件の審査に必要な情報を含む。）

(ロ) 法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類（別に定める入札説明書に様式を添付）

(ハ) プラザ事業において職業紹介事業を実施しようとする場合は、有料職業紹介事業の許可に関する資料

民間競争入札が行われる労働局管内に設置している職業紹介事業を行う事業所の直近3年度分（有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料職業紹介事業報告書の写し及び有料職業紹介事業報告書の活動状況（国内）の全事業所分の合計。

なお、これらに代えて、全事業所分の直近3年度分（有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料職業紹介事業報告書の写とすることも可とする。

(ニ) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であることを証明する書類

- (ホ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年告示第112号）第6号（様式35）又は第6号の2(1)及び(2)（様式36及び37））の写し及び当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者（いずれも常用労働者に限る。）の雇用状況が明らかになる書類（常用労働者が300人以下、かつ、雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を添付すること。）
- (ハ) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく直近の高年齢者雇用状況報告書（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則様式第2号）の写及び当該報告書による報告後に高年齢者雇用確保措置を導入した場合にあっては当該導入が明らかになる書類（就業規則の写し等）
- (ト) 3(2)、(6)、(7)、(8)に規定する資格要件の審査に必要な書類（別に定める入札説明書に様式を添付）
- (チ) 法令の遵守に関する申出書等（3(9)、(10)に規定する資格要件の審査に必要な事項を含む。（別に定める入札説明書に様式を添付））
- (リ) 関係会社がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（別に定める入札説明書に様式を添付）

#### ④ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び企画書は無効とする。

#### ⑤ 入札の延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

#### ⑥ 代理人による入札

イ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで別に別途定める様式による代理委任状を提出しなければならない。

ロ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 5 プラザ事業を実施する者を決定するための評価の基準

プラザ事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、評価委員会において行うものとする。

### (1) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、プラザ事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行う。

#### ① 必須項目審査

セミナー・ガイダンス、経験交流及びキャリアコンサルティング並びに支援の全体像に係る各項目について、プラザ事業の目的に沿ったものであるか、また、実行可能かを審査する。

以下の全ての項目が目的に沿った実行可能なものである場合、基礎点（360点）を与え、一つでも欠ける場合は不合格とする。

#### イ セミナー・ガイダンス

- (イ) ねらい及び具体的サービス内容について
- (ロ) 対象者の想定及びその数の構成について
- (ハ) 実施体制（担当する講師の経歴、資格・経験等を含む。）について
- (ニ) 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）について
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの全体構成について

#### ロ 経験交流

- (イ) ねらい及び具体的サービス内容について
- (ロ) グループの数、グループ分けの基準、対象者の想定及びその数の構成について
- (ハ) 実施体制（指導・助言者の経歴、資格・経験等を含む。）について
- (ニ) 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）について
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの全体構成について

#### ハ キャリアコンサルティング

- (イ) ねらい及び具体的サービス内容について
- (ロ) 対象者の想定について
- (ハ) 実施体制（従事者の経歴、資格・経験等を含む。）について
- (ニ) 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）について
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの全体構成について

## ニ プラザ事業の全体像

セミナー・ガイダンス、経験交流及びキャリアコンサルティングを構成要素とするプラザ事業が、全体として目的に沿ったものであるか、かつ、組織体制、運営管理、実績から実行可能かを審査する。

その際、民間事業者が上記以外の就職支援（雇用の質を改善するための取組み等を含む。）を実施する場合には、これも支援全体を構成するものとして審査の対象に含める。

- (イ) 上記イからハまでの各項目及び任意の就職支援の構成について、全体として目的に沿ったものであるか否か。
- (ロ) 上記イからハまでの各項目及び任意の就職支援について、全体として実行可能か否か（セミナー等各支援の担当者が他の支援も担当する場合、その分担が適切か否か等を含む。）。
- (ハ) 上記イからハまでの各項目及び任意の就職支援について、事業の継続性が見込まれるか否か。

## ② 加点項目審査

セミナー・ガイダンス、経験交流及びキャリアコンサルティングの各支援について、その実施効果が期待されるかを審査する。加点項目の審査では、評価委員会の各委員（6人）は、各支援形態ごとの各項目を踏まえ、その内容に応じ0点から4点を付与（1点、2点、3点及び4点は各項目につきそれぞれ1事業者のみに付与）する。なお、イからハまでの各加点項目は2.0の加重を持たせ、ニの加点項目は9.0の加重を持たせる。

これにより、イからニの各加点項目について、その内容に応じ、イからハまでについては各0点から48点、ニについては0点から216点を与え、加算点の配点を計360点とする。

### イ セミナー・ガイダンス

- (イ) ねらい及び具体的サービス内容について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ロ) 対象者の想定及びその数の構成について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ハ) 実施体制（担当する講師の経歴、資格・経験等を含む。）について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ニ) 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

### ロ 経験交流

- (イ) ねらい及び具体的サービス内容について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ロ) グループの数、グループ分けの基準、対象者の想定及びその数の構成について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ハ) 実施体制（指導・助言者の経歴、資格・経験等を含む。）について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ニ) 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

#### ハ キャリアコンサルティング

- (イ) ねらい及び具体的サービス内容について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ロ) 対象者の想定について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ハ) 実施体制（従事者の経歴、資格・経験等を含む。）について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。
- (ニ) 実施方法（実施時期・所要時間・使用する機器、資料等）について、事業の実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

#### ニ プラザ事業の全体像

セミナー・ガイダンス、経験交流及びキャリアコンサルティング並びに任意の就職支援（雇用の質を改善する取組み等を含む。）を構成要素とするプラザ事業が、相互の関連をもって、全体としてより効果が期待されるか否か、組織体制、運営管理、実績から適正か否かを審査する。

#### (2) 落札者の決定

- ① 必須項目審査により得られた基礎点（360点）と加点項目審査により得られた加算点（最高360点）の合計点を入札価格（予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除して得られた値が最も高い者を落札者として決定する。

ただし、当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、当該おそれがあると認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札者から落札者を決定する。

イ 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

- ロ 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
  - ハ 当該契約期間中における他の契約請負状況
  - ニ 手持機械その他固定資産の状況
  - ホ 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
  - ヘ 経営状況
  - ト 信用状況
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、国が自ら当該プラザ事業を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告することとする。

## 6 プラザ事業の実施状況に関する情報の開示

- (1) プラザ事業の従来の実施に要した経費  
別紙1のとおり。
- (2) プラザ事業の従来の実施に要した人員  
別紙2のとおり。
- (3) プラザ事業の従来の実施に要した施設及び設備  
別紙3のとおり。
- (4) プラザ事業の従来の実施における目的の達成の程度（実績）  
別紙4のとおり。
- (5) 従来の実施方法  
別紙5のとおり。

## 7 民間事業者に使用させることができる国有財産

- (1) プラザ事業を運営するために必要となる場所については国が用意し、これに

係る土地及び建物の借料並びに清掃費を除く共益費については、国が負担する。

- (2) キャリア交流プラザに設置されている物品については、平成25年3月末日にプラザ事業の実施を終了するまでの間、国との契約に基づくプラザ事業を実施する場合に限り、民間事業者は、自由に利用することができる。
- (3) 民間事業者は、平成25年3月末日までに、又はそれより前に委託事業を中止する場合には中止する日の属する月の月末までに、国の立会いの下で、別途作成する「物品一覧表」に記載された物品の有無及び故障の有無を報告し、承認を得なければならない。
- (4) 前項の物品について欠品、破損、故障等が生じた場合には、国との契約によるキャリア交流プラザの運営を終了する日の属する月の翌月の月末、又はそれより前に委託事業を中止する場合には、中止する日の属する月の翌月の月末までに、民間事業者の負担により購入あるいは修理を終了しておかなければならない。
- (5) 民間事業者は、施設の管理者等との関係で許容される範囲内に限り、建物の内装等の変更を行うことができる。この場合、民間事業者が建物の使用を終了又は中止したときには、直ちに使用前の状況に復帰させ、管理者等及び国の確認を受けなければならない。

## **8 民間事業者がプラザ事業を実施する場合において適用される法令の特例**

プラザ事業を実施する民間事業者が当該キャリア交流プラザにおいて職業紹介事業を行う場合において、当該職業紹介事業に関し国以外から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第32条の11の規定は適用しない（法第32条第2項）。

## **9 民間事業者が、プラザ事業を実施するに当たり、厚生労働大臣に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他のプラザ事業の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等**

### (1) 報告事項等

#### ① 調査等

イ 民間事業者は、委託事業開始日から起算して1か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、委託事業の実施状況を国に報告しなければならない。

ロ 民間事業者は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止



の日から3か月以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びにプラザ事業の実施に要した経費に関する報告書を国に提出しなければならない。

ハ 国は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、プラザ事業の状況に関し必要な報告を求め、又はキャリア交流プラザに立ち入り、プラザ事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う際には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

ニ 国は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

## ② 指示

イ 国は、民間事業者による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

ロ キャリア交流プラザの支援対象者に対するサービス提供の第一義的な責任は、国に帰属するものであることから、国は、民間事業者に対し、業務運営上必要がある場合に個別の支援対象者に係る支援状況、個人情報等を提出するよう求めることができる。

## (2) 秘密の保持等

### ① 個人情報の取扱等

イ 民間事業者は、支援対象者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

ただし、支援対象者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

ロ 民間事業者は、支援対象者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

ハ 上記イ及びロについては、民間事業者が委託事業に関して知り得た法人の情報についても同様とする。

### ② 秘密の保持

民間事業者、民間事業者の役員・従業員等で、委託事業に従事している者

又は従事していた者はプラザ事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 事業従事者に係る取扱

プラザ事業に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 委託事業の開始、中止及び終了

イ 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に委託事業を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。なお、民間事業者の責に帰すことのできない事由により委託事業を中止する場合においては、国は、事業開始から当該中止の日までの日割計算による委託費を支給するものとする。

② 公正な取扱

イ 民間事業者は、サービスの提供について、支援対象者を合理的な理由なく区別してはならない。

ロ 民間事業者は、プラザ事業における支援対象者及び求人事業主の取扱について、キャリア交流プラザ以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、プラザ事業において、金品等（事業を進めるために必要な物品として支援対象者に給付されるものを除く。）を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ キャリア交流プラザの名称

民間事業者が行うプラザ事業により設置されるキャリア交流プラザの名称は、「ハローワークキャリア交流プラザ〇〇（△△△受託□□労働局委託事業）」とする。

⑤ 宣伝行為の禁止

イ 民間事業者及びその事業に従事する者は、上記④の名称又はそれと誤認される名称（「ハローワーク」等）を用い、プラザ事業の業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除

く。)及び当該自ら行う業務がプラザ事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

ロ 民間事業者は、キャリア交流プラザにおいて、キャリア交流プラザ以外の場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑥ 国との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、キャリア交流プラザにおいて、国以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑦ 求人及び求職情報の活用の禁止

民間事業者は、キャリア交流プラザにおいて受理した求人及び求職情報について、自らが運営する民営職業紹介事業所において活用してはならない(自らが運営する民営職業紹介事業所において受理していた求人を除く。)

⑧ 記録

民間事業者は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑨ 帳簿、書類等

民間事業者は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑩ 権利の譲渡

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑪ 手数料又は報酬の徴収等

イ 民間事業者は、委託事業を実施するに当たっては、支援対象者から手数料又は報酬を徴収してはならない。

ロ 民間事業者は、委託事業を実施するに当たっては、支援対象者に対し、委託事業の内容を構成しない商品その他サービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

⑫ 権利義務の帰属

イ 委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

ロ 民間事業者は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらか

じめ、国の承認を受けなければならない。

⑬ 再委託

イ 委託事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

ロ 委託事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、民間事業者は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載するものとする。

ハ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で国の承認を得るものとする。

ニ 上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、民間事業者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国との契約によらない自らの事業の禁止、求人及び求職情報の活用の禁止、手数料又は報酬の徴収等及び権利義務の帰属については再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑭ 委託契約の解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約の解除は、将来に向かって効力を生じる。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

ロ 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件（本要項3）を満たさなくなったとき

ハ 職業紹介を実施する民間事業者においては、職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可の取消しを受けたとき又は許可の有効期間が満了したとき

ニ 法第20条第1項の契約に従ってプラザ事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

ホ ニに掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき

へ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しく

は虚偽の答弁をしたとき

ト 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

チ 民間事業者又はその職員その他のプラザ事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、プラザ事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

リ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ヌ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑮ 委託契約解除時の取扱い

イ 上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、国は民間事業者に対し、当該解除の日までにプラザ事業を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

ロ この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に納付しなければならない。

ハ 国は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

ニ 国は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑯ 委託費の返還

民間事業者は、委託費の過誤払いがあったときは、それを返還しなければならない。

⑰ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、国と民間事業者とが協議する。

## 10 民間事業者がプラザ事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者は、本契約を履行するに当たり民間事業者、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、

当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、国が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、民間事業者は、国の求償に応じなければならない。

ただし、当該損害の発生が国の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

## 11 プラザ事業に係る評価に関する事項

### (1) プラザ事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、プラザ事業の実施状況については、平成24年3月末日時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

民間事業者が運営するキャリア交流プラザの実施状況について、各管轄所において取りまとめ、労働局を経由して厚生労働省本省あて報告するものとする。  
なお、上記1(2)⑧に基づく民間事業者が行う調査の報告は、安定所を通じて行うものとする。

また、下記(3)の就職に係る雇用保険被保険者資格の取得の事実確認は安定所が行う。

### (3) 調査項目

上記調査期間における各キャリア交流プラザに係る次の項目について把握する。

- ① 支援開始後7か月までの間における就職件数
- ② 支援開始後7か月までの間における就職率
- ③ 求職者の希望する雇用形態及び就職後の雇用形態
- ④ 就職後の賃金水準の変化
- ⑤ 再就職先に対する満足度
- ⑥ 再就職先での定着状況
- ⑦ プラザ事業の各サービスに係る利用者の満足度
- ⑧ 求職者の求職活動の状況
- ⑨ 事業の運営に要した経費

(4) 上記調査を行うに当たり、プラザ事業を実施する民間事業者は、事業の実績及び実際の運営に要した経費を記録、集計する。

(5) 上記(3)②について上記1(3)の確保されるべきプラザ事業の質との比較を行うほか、上記(3)の各調査項目について、従来の実施状況との比較や実施地域間の比較を行うこととし、その際、事業を実施しての民間事業者の所感等につい

でも踏まえるものとする。評価方法については、雇用失業情勢（安定所における求職者の就職状況も含む）の違い等各地域の差にも配慮しつつ、評価委員会において検討を行う。

## 12 その他プラザ事業の実施に関し必要な事項

### (1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記9の(1)①イの報告等を踏まえ、安定所において雇用保険被保険者資格取得の有無等の確認を行った上で、厚生労働省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度毎に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

### (2) 国の監督体制

イ 本委託事業の契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

ロ 本委託事業の実施状況に係る監督は、上記9の(1)①ハにより行うこととする。

### (3) 民間事業者の責務等

イ 本委託事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

ロ 民間事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。